

【町営住宅入居収入の基準について】

◆入居収入基準

申込世帯の所得から、次の計算式により算定した額が15万8千円以下（月額）であることが必要です。ただし、裁量世帯については、入居収入基準が21万4千円（月額）となります。

《計算式》

15万8千円 $\geq$ {（入居者・同居親族の合計所得）－公営住宅法で定める控除額}÷12月
（ただし、裁量世帯は21万4千円）

※ 源泉徴収票をお持ちの場合、「給与所得控除後の金額」が給与所得です。

◆公営住宅法で定める控除額一覧

1	同居親族又は扶養親族	1人につき38万円
2	特定扶養親族 （満16歳以上満23歳未満で所得が38万円以下の方）	1人につき25万円
3	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族（70歳以上）	1人につき10万円
4	特別障害者（1・2級）	1人につき40万円
5	障害者	1人につき27万円
6	寡婦・寡夫	27万円 ※

※ ただし、寡婦又は寡夫の人の所得金額が27万円未満である場合には、その金額。

◆裁量世帯とは？

次のいずれかに該当する世帯です。

1. 60歳以上の方のみ（18才未満の方を含んでもよい）で構成される世帯
2. 身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方を含む世帯
3. 同居しようとする者に小学校就学前の子どもがいる世帯
4. 長田団地又は宮村第2団地に限り、同居者に中学校就学前の子どもがいる世帯

◎町営住宅の入居収入月額の算定例

- ◆ 収入月額の算定例です。算定の参考としてください。
(ここでの給与所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」となります。)

例① 父(申込者):会社員(給与所得 2,150,000円)
母:パート(給与所得 350,000円)
子:小学生

収入基準:一般世帯収入月額 158,000円以下

1. 世帯の所得金額の計算
 $2,150,000\text{円(父)} + 350,000\text{円(母)} = 2,500,000\text{円} \dots \textcircled{A}$
2. 控除額の計算
一般控除 $380,000\text{円} \times 2\text{(母・子)} = 760,000\text{円} \dots \textcircled{B}$
3. 収入月額の計算
 $(2,500,000\text{円} \textcircled{A} - 760,000\text{円} \textcircled{B}) \div 12 = 145,000\text{円}$
4. 収入基準の確認
収入基準 158,000円 > 収入月額 145,000円

収入基準を満たしています。

例② 母(申込者):パート(給与所得 1,550,000円)
子:大学生(19歳)(所得 0円)
子:保育園

収入基準:裁量階層世帯収入月額 214,000円以下

1. 世帯の所得金額の計算
 $1,550,000\text{円(母)} + 0\text{円(子)} = 1,550,000\text{円} \dots \textcircled{A}$
2. 控除額の計算
一般控除 $380,000\text{円} \times 2\text{(子・子)} = 760,000\text{円}$
特定扶養親族 $250,000\text{円} \times 1\text{(子)} = 250,000\text{円}$
寡婦控除 = 270,000円
控除額計 $1,280,000\text{円} \dots \textcircled{B}$
3. 収入月額の計算
 $(1,550,000\text{円} \textcircled{A} - 1,280,000\text{円} \textcircled{B}) \div 12 = 22,500\text{円}$
4. 収入基準の確認
収入基準 214,000円 > 収入月額 22,500円

収入基準を満たしています。